

村上市公金の保管及び運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、村上市の公金の管理及び運用において、自治体の自己責任による適正な管理を行うため必要な事項を定める。

(担当者の基本的遵守事項)

第2条 公金の保管及び運用にあたる会計管理者以下の担当者（以下「会計管理者等」という。）は、その在任期間中において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市の公金は、市民の財産であることを踏まえ、預金額に損失が生じることのないよう元本の確保を最優先とするとともに、可能な限り有利な運用を行うよう努める。
- (2) 日常的な管理業務にあたっては、金融機関の自己開示情報の整理や新聞、情報誌等による金融機関情報の把握に努める。

(資金の種類)

第3条 この基準でいう「公金」とは、歳計現金、歳入歳出外現金、基金及び一時借入金をいう。

(歳計現金の管理及び運用)

第4条 歳計現金の資金は、原則として指定金融機関の当座預金に保管する。

- 2 収納代理金融機関で納付された収納金の指定金融機関への預け替え期間の短縮（滞留期間の短縮）を図り、その一元管理に努める。
- 3 歳計現金の収支は、各課等からの収支予定により把握する。
- 4 歳計現金に余裕が見込まれる場合は、所要額を支払い準備金として指定金融機関の当座預金に保管し、余裕資金は有利な運用を行う。
- 5 前項の運用に係る運用先、金額、期間は、その都度決定する。
- 6 第6条第6項の各事項は、歳計現金の運用に関し準用する。

(歳入歳出外現金の管理及び運用)

第5条 歳入歳出外現金の管理及び運用は、歳計現金の例による。

(基金の管理及び運用)

第6条 基金に属する現金は、地方自治法第170条第2項第1号の規定に基づき、会計管理者は基金に属する現金の出納及び保管を行い、基金設置の趣旨及び基金そのものの運用に支障のない範囲で効率的な運用を図るものとする。

- 2 基金に属する現金は、各基金の残高にかかわらず、基金（定額運用基金を除く）全体の残高を総額として運用（以下「一括運用」という。）する。
- 3 基金に属する現金は、指定金融機関及び収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）の市内本店または支店の預金による運用や債券による運用を行うものとする。各種基金の資金は、原則として指定金融機関の当座預金に保管する。
- 4 一括運用による運用収益は、財政調整基金が代表して受け入れるものとし、収益の配分は、年1度、12月末時点の基金残高の割合で按分し、年度末までに、財政調整基金か

ら各基金に振り替える。また、配分方法を変更するときは、第8条に規定する公金管理委員会の承認を得るものとする。

5 債券運用を行うときは、村上市債券運用指針によるものとする。

6 預金の運用を行うに際して、下記の事項に抵触した金融機関には預金しない。
また、運用期間中に下記の事項に抵触した場合は、直ちに預金を解約し、元金の保全を図るものとする。

- (1) 自己資本比率について、6%（農協系金融機関は8%）を下回っている場合
- (2) 村上市公金取扱業務の中で事故等が発生した場合に、誠意ある対応がなされない場合
- (3) 他の金融機関に比較し、ディスクロージャーの内容が著しく劣り、或いは改善が見られない場合
- (4) 会計管理者が求めた事項に対し、明確な説明が得られない場合

（一時借入金の保管）

第7条 一時借入金は、歳計現金として保管する。

（公金管理委員会の設置）

第8条 公金の総合的な管理について、情報交換及び必要な検討を行うため、副市長を委員長とし、次の構成員による「公金管理委員会」を設置する。委員会は必要に応じ開催するものとし、事務は会計課が担当する。

〔構成員〕 委員長 副市長

委 員 会計管理者、総務課長、財政課長、会計課長、介護高齢課長、
保健医療課長

附 則

この基準は、平成20年 9月1日から施行する。

この基準は、平成21年10月1日から施行する。

この基準は、平成23年 4月1日から施行する。

この基準は、平成30年 4月1日から適用する。

この基準は、平成31年 4月1日から施行する。

この基準は、令和 2年 4月1日から施行する。

この基準は、令和 3年 4月1日から施行する。

この基準は、令和 6年 4月1日から施行する。

この基準は、令和 7年 4月1日から施行する。

村上市債券運用指針

(目的)

第1条 この指針は、村上市公金の保管及び運用基準に基づき、債券の取得及び処分(以下「債券運用」という。)を安全かつ効率的に行い、債券の保全及び収益の確保を図るための方針及び手続等を定める。

(運用債券)

第2条 運用する債券は、元本の償還及び利息の支払いが確実な国債、地方債、政府保証債、地方公共団体金融機構債、財投機関債及び社債とする。

(債券運用の基準)

第3条 債券運用は20年を上限とし、償還期限が到来するまでの債券の保有を原則とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、運用中の債券の売却を行うことができるものとする。

- (1) 債券の発行体の信用力悪化に伴う損失を回避する場合
- (2) 資金需要や目的に従って基金を取り崩す場合
- (3) 債券の入替えにより収益の確保が確実に見込まれる場合

2 市が購入する債券は、最終利回りが高いものを優先し、額面価格を超過する債券であっても購入できるものとする。この場合において、基金の元本を確保するため、額面を超過する部分について、当該超過額に達するまで受取利息を順次元本に組み入れるものとする。

(運用及び管理体制)

第4条 債券の運用及び管理は、本運用指針に基づき会計管理者が行う。

- 2 会計管理者は、金利情勢等に応じた的確な判断のもと、安全かつ効率的な資金管理を行う。また、必要に応じて公金管理委員会の意見を聴くものとする。
- 3 会計管理者は、公金管理委員会に対し、定期的に運用状況、実績等の報告を行うものとする。

(記録)

第5条 会計管理者は、債券運用において、債券ごとに次に掲げる事項のうち確定した事項を遅滞なく記録し、保管する。

- (1) 債券の名称
- (2) 購入期日
- (3) 購入価格
- (4) 購入理由
- (5) 運用期間
- (6) 満期日又は売却日
- (7) 償還価格又は売却価格
- (8) 受取利息の合計額
- (9) 債券の売却損益
- (10) 運用期間中の利回り
- (11) 途中売却の場合、その理由
- (12) 購入先

この指針は、平成31年4月1日から施行する。

この指針は、令和6年4月1日から施行する。